

## 国際文化学研究科研究生出願における注意事項

### 1. 在留資格に係る書類について

以下に該当する者は、在留資格認定証明書の交付申請を必要とする。

- ・出願時、日本国外に居住し、日本の在留資格を有していない。
- ・出願時、日本に在住し在留資格を有しているが、本学入学前に有効期限が切れる。

注意：在留カードの有効期間中でも、所属機関の在籍期間終了後に帰国すると、在留カードは失効することがある。

出願期間終了後、出願受理者に対して在留資格認定証明書の申請書類の作成方法について本研究科教務学生係よりメールで詳細に連絡を行うので、交付申請を必要とする者はあらかじめ以下の書類を準備しておくこと。

- ◆ 顔写真（4cm×3cm） のデータ（拡張子がJPGまたはPNG形式）
- ◆ パスポート（写） のデータ（PDFまたはJPG形式）  
※氏名、顔写真、パスポート番号及び有効期限等の記載されたページの原寸大コピー
- ◆ 滞在費の裏付けとなる書類  
日本において勉強し生活するのに十分な経費を準備していることを証明する資料。  
(参考) 神戸大学で研究生在籍期間を1年間として申請した場合に最低限必要となる経費について  
生活費の目安 約120万円（月額約10万円×12ヶ月）  
生活費のほか、入国後居住を開始するまでの初期費用、入学料、授業料が経費として必要となる。  
日本での生活費の目安などについては、神戸大学への留学（STUDY IN KOBE）を参照すること。（<https://www.kobe-u.ac.jp/international/study-in-kobe/index.html>）

1	支弁者が <b>本人</b> の場合	本人名義の預金残高証明書又は預金通帳の写し
2	支弁者が <b>親族</b> の場合	本人との関係を証明する資料
		支弁者の在職証明書又は所得証明書 支弁者名義の預金残高証明書または預金通帳の写し
3	支弁者が <b>上記以外</b> の場合	保証人証明書（様式任意）
		支弁者の在職証明書および所得証明書
		支弁者名義の預金残高証明書または預金通帳の写し

交付申請に関する提出書類の詳細は、メールで本研究科教務学生係に問い合わせること。

gicls-kyomugakusei@office.kobe-u.ac.jp

研究生に合格した者の交付申請は本学が代理で行う。